

住民票の写し等交付申請書

(個人・郵便請求用)

(住所地) 市区町村長宛

年月日

●郵便で請求される方

あなたの住所 (住民登録地)	〒		
あなたの氏名	自署又は記名押印	生年月日	明・大・昭・平・令 年月日
証明の請求対象者との関係		日中に連絡のつく電話番号又はメールアドレス	

下記のものを請求します。

記

●どなたの証明が必要ですか。

氏名	明・大・昭・平・令 年月日生
住所	(兵庫県伊丹市)
世帯主の氏名	明・大・昭・平・令 年月日生

●どのような証明が必要ですか。(記載の金額は伊丹市の手数料です。住所地に確認してください。)

住民票の写し	世帯全員のもの・謄本	1通300円	通
	個人のもの・抄本	1通300円	通
除住民票・ 改製原住民票	個人のもの・抄本	1通300円	通
住民票 記載事項証明	世帯全員のもの	1通300円	通
	個人のもの	1通300円	通

●証明書の記載内容 ※選択されていない場合は、基本的にすべて省略となります。

世帯主・続柄はのせますか	<input type="checkbox"/> のせる <input type="checkbox"/> のせない
本籍・筆頭者はのせますか	<input type="checkbox"/> のせる <input type="checkbox"/> のせない

●特別記載内容 ※基本的には省略します。定められた利用目的の場合しか記載できません。
※以下の項目を記載した証明の送付先は本人の住民登録地に限られ、除票や第三者請求に記載できません

マイナンバー：使用目的限定 提出先（勤務先・他）	<input type="checkbox"/> のせる <input type="checkbox"/> のせない
--------------------------	--

●何に使用されますか(使用目的)

<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 年金手続き <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 戸籍届出 <input type="checkbox"/> 免許・許可等申請
<input type="checkbox"/> その他 _____

●この申請書と同封したもの

- ① (円)の郵便定額小為替(小為替には何も書かないでください。)
- ② 返信用封筒(返送先を記載し、(円)の郵便切手を貼ったもの)返送先は基本は住民登録地です。
- ③ 本人確認資料(免許証、マイナンバーカードなどで申請者の住所と氏名のわかるもののコピー)
- ④ その他同封いただいたもの(委任状・関係戸籍・他())

住民票の写し等交付申請の説明

● 郵便での交付申請に送付していただきたいもの（4点）

- ① 交付申請書一前頁を利用になれない場合は、白紙に必要事項をお書きいただいたものでも結構です。
- ② 手数料一郵便局の定額小為替（郵便局で購入一何も書かないでください。切手で支払はできません。）
※ 手数料は住所地の市区町村に確認してください。
- ③ 返信用封筒（返送先を記載し、切手を貼ってください。一返送先は基本は住民登録地です。）
- ④ 本人確認資料（免許証、マイナンバーカードなどで申請者の住所と氏名のわかるもののコピー）
※ その他に、関係確認資料や委任状が必要な場合があります。

● ご注意いただきたい点

- ① 連絡先に、平日の昼間に連絡のつく電話番号を必ずお書きください。
- ② 返送先は基本的には申請者の住所（住民登録地）に限ります。

ご本人からの請求で、社員証に勤務先の住所が印字されている場合に限り、そのコピーを送付いただくことにより、勤務先に送付可能です。その場合、名刺や健康保険資格確認書は勤務地の証明にはなりません。

第三者請求（弁護士等ハニヤ業を除く）の場合も法人からの請求でない限り、勤務地送付はできません。
(法人請求は法人請求用の用紙をご利用ください。)

- ③ 住民票の写しを請求できる方は、同一住所・同一世帯の方です。

それ以外の方が請求される場合は、請求できる方の委任状（原本）が必要です。

法定代理人の方は、資料（未成年の保護者を証する関係戸籍や後見登記事項証明書等）の原本を同封してください。

● 除住民票の写しについて

- ① 死亡した方や転出した方、職権消除された方などの既に記載を除かれた住民票のことです。
- ② 除住民票はその時点で世帯から除かれたとみなしますので、個人のものしか交付できません。
- ③ 平成25年末以前に消除された除住民票の写しは、保存期間（5年）が経過しているため交付できません。

● 改製原住民票の写しについて

- ① 法改正により記載方法が変わった場合や、住民票の履歴が満欄になり書き換えた場合に、古い住民票の記載は改製原住民票として除住民票扱いとなります。

● 住民票の写しの記載内容について

- ① 住民票の写しの記載内容のうち、世帯主・世帯主との続き柄・本籍・筆頭者はご希望により追加記載します。空欄の場合は、記載省略で交付しますので、ご注意ください。

● 特別記載内容について

- ① 住民票の写しの記載内容のうち、住民票コード・マイナンバーは提出先や使用目的に制限があるため、記載内容によってはお問い合わせさせていただきます。
- ② 住民票コード・マイナンバー入りの住民票の写しはその住民票に記載された方ご本人の住民登録地に転送不可扱いで送付いたします。あらかじめ、住民登録地に郵便が届くことをご確認ください。
- ③ 除住民票への番号記載、第三者への住民票コード・マイナンバー入り住民票の交付はできません。